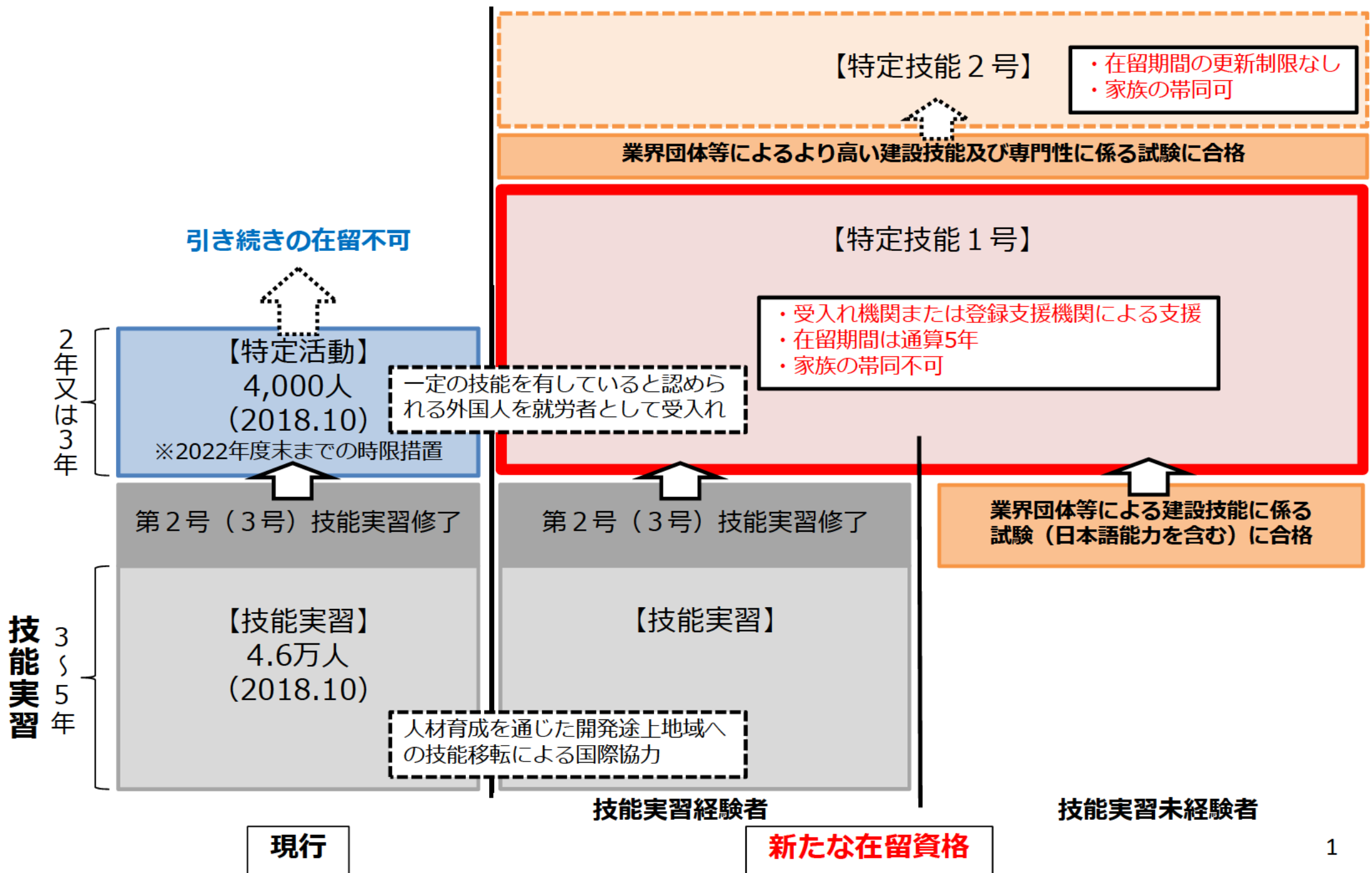


# 建設分野における新たな外国人材受入れ

---

平成31年3月

国土交通省土地・建設産業局



## 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

建設分野

## 2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

### ➤ 生産性向上や国内人材確保のための取組

施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等

### ➤ 受入れの必要性（人手不足の状況）：平成35年度末時点で約21万人

### ➤ 受入れ見込み数：平成35年度末時点で約4万人

## 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

### ➤ 特定技能1号：技能検定3級相当の技能試験（実技、学科）及び日本語検定N4相当の日本語能力

### ➤ 特定技能2号：技能検定1級相当の技能試験（実技、学科）及び班長としての実務経験

## 4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

## 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### ➤ 特定技能外国人が従事する業務：型枠、鉄筋施工、建設機械施工 等

### ➤ 特定技能所属機関等（建設業界団体、元請企業、受入れ企業）に対して特に課す条件 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣による審査・認定

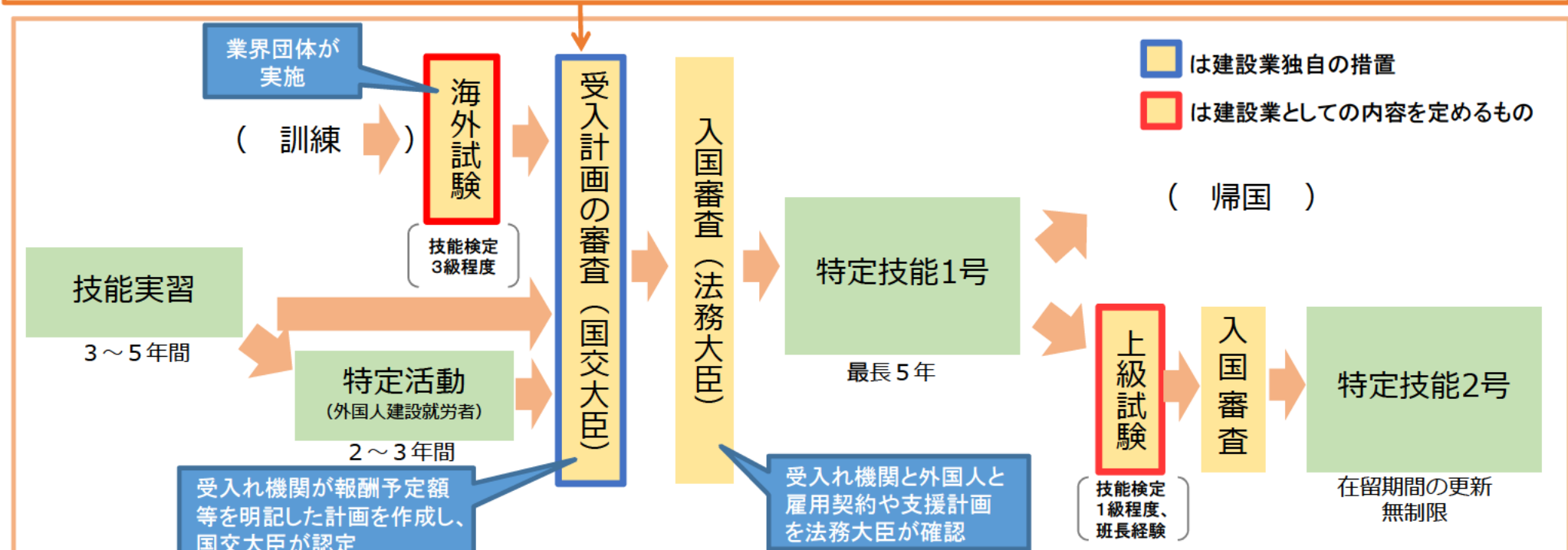
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等

### ➤ 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用

# 建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

○特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定  
 (具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める「受入れ機関の適格性の基準」を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入れ機関は、特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
  - ・受入れ機関は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ・特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ・賃金等の契約上の重要事項の書面(母国語)での事前説明
  - ・受入れ機関及び特定技能外国人のキャリアアップシステムへの登録
  - ・元請け企業による指導の受入れ
  - ・元請団体、受入対象技能に係る専門工事業団体により構成する団体への加入及び当該団体が策定する行動規範の遵守
  - ・国が委託する第三者機関による受入計画の適正な履行に係る調査、巡回指導の受入れ 等



(注) 本資料の内容・名称等は、現時点での見通しであり今後変更がありうる

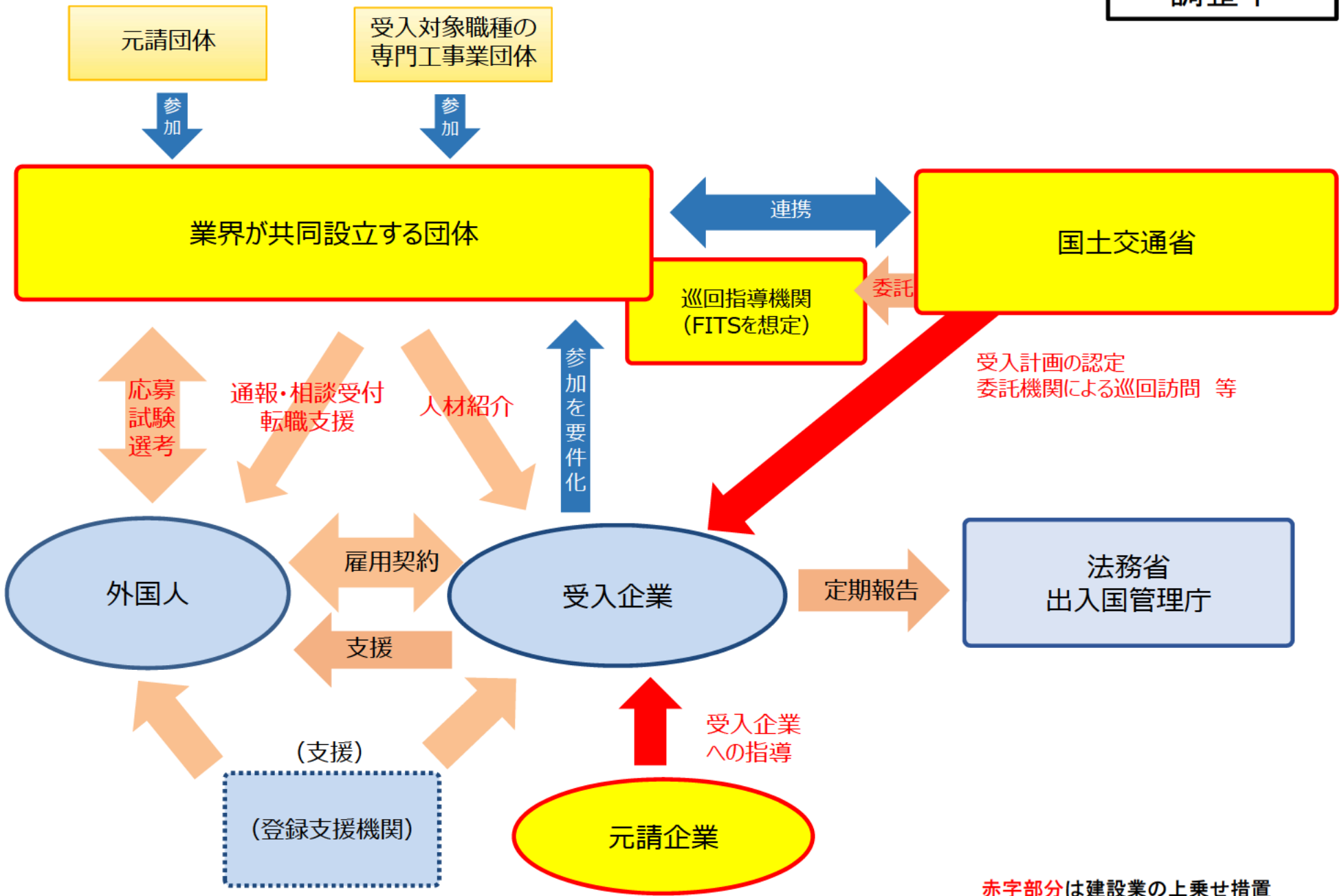
# 受入れ対象技能及び受入開始時期の検討状況

調整中

技能	受入開始年度
<b>型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上</b> < 11 技能 >	2019年度
<b>外壁仕上、P C、基礎工、ウェルポイント施工、標識・路面標示、のり面工、建築板金、電気工事、送電架線施工、溶接、ダクト、鉄骨、海洋土木工、建設塗装、防水、保温保冷、ウレタン断熱、造園、さく井、シャッター・ドア施工</b> < 20 技能 >	2020年度以降
<b>建築大工、とび、運動施設、切断穿孔、冷凍空調、タイル張り、ガラス施工</b> < 7 技能 >	検討中

※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。

調整中



赤字部分は建設業の上乗せ措置  
 その他は業種横断の仕組み